

第 5 2 号議案

亀岡市老人医療費支給条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市老人医療費支給条例（昭和 4 7 年亀岡市条例第 3 8 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市老人医療費支給条例の一部を改正する条例

亀岡市老人医療費支給条例（昭和 4 7 年亀岡市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（老人医療費の支給）

第 2 条 市長は、亀岡市の区域内に住所を有する 6 5 歳以上 7 0 歳未満の者で、その者又はその者の配偶者若しくはその者の扶養義務者で主としてその者の生計を維持するものに対して、前年（1 月から 7 月までの間に受けた医療に係る医療費については、前前年とする。）の所得税が課されていないもの（所得税法等の一部を改正する法律（平成 2 2 年法律第 6 号）第 1 条の規定による改正前の所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 条第 1 項及び第 8 4 条第 1 項の規定を適用したならば所得税が課されないものを含む。以下「対象者」という。）の疾病又は負傷について、健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）その他規則で定める医療保険に関する法令の

規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が国民健康保険法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従いその者に対しその満たない額から高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第67条に規定する一部負担金に相当する額（その者が高確法第67条第1項第1号の場合に該当するときは、同号中「百分の十」とあるのを「百分の二十」と読み替えて得た額に相当する額とする。）を控除した額に相当する額を老人医療費として支給する。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、この限りでない。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

第9条中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条を第8条とし、第10条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成27年7月31日以前に65歳に達する者に係る老人医療費の受給資格については、この条例による改正後の亀岡市老人医療費支給条例（以下「新条例」という。）第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行日前に受けた療養の給付に係る老人医療費の支給額については、新条例第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

亀岡市老人医療費支給条例の一部を
改正する条例案要綱

- 1 京都府における老人医療助成制度の見直しに伴い、次のとおり改めること。
 - (1) 対象者を65歳以上70歳未満の者で所得税非課税世帯に属するものとする。
 - (2) 医療費の自己負担割合を原則2割（現行1割）とする。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、平成27年4月1日から施行すること。